

令和6年2月29日

千葉大学学長選考・監察会議議長 殿

千葉大学大学院工学研究院教授会

要望書

今回の千葉大学学長選考にあたり、ご尽力いただいていることに深く感謝申し上げます。また、事前予測が困難であったであろう学内意向投票と学長選考・監察会議の投票が異なる結果となり、学長選考・監察会議議長を含む14名の委員の皆様には、精神的なご負担をお掛けしていると認識しております。

既に、令和6年2月8日に開催された教育研究評議会において学長選考・監察会議議長代理から口頭で報告がなされました。同時に多くの部局からさまざまな意見や要望が表明されました。

工学研究院では2月7日の教授会において、1月30日に人文科学研究院から、また、2月7日に教育学部から提出された千葉大学学長選考・監察会議議長宛の質問書に対して賛同する旨、決議されました。

現状では、2月8日に開催された教育研究評議会での学長選考・監察会議議長代理の口頭での報告や2月7日公示の「学長となるべき者の選考について」は、十分な説明責任を果たしていないと判断します。

その中では、令和2年12月に国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議から発表された「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて」に記述されている「意向投票の結果に拘束されることがあってはならない」を一つの根拠としていますが、同文書には、「また、学長選考会議が、意向投票を一つの手段として活用する場合には、学長候補者が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかどうかの確認の参考とするなど、実施目的や位置付けを明確にして、説明責任を果たすべきである。」とも記述されています。今回のように学長選考・監察会議が、意向投票の結果と異なる結論を出すのであれば、一層の透明性をもって会議内容を詳細に説明されるべきです。

次に、国立大学法人化以降、学長のガバナンスが強化される状況では、学長を決定する学長選考・監察会議が極めて重要な存在になります。工学研究院は、今回の事態を受けて、次の学長選挙の候補者が、千葉大学の学生・教職員ではなく、千葉大学学長選考・監察会議委員に目が向いてしまうことを危惧します。学長選考・監察会議におかれましてもその在り方

を検証いただきたい。

千葉大学学長の任期に関する規程(第2条)に「学長の任期は4年とし、(中略)ただし、引き続き8年を超えて在任することはできない。」とあります。これは、どれだけ優れた見識ある学長であっても、8年を超える長期間、同一人物がガバナンスをとる上での問題を避け、新陳代謝を図る必要があるからだと考えます。一方、千葉大学学長選考・監察会議規程では、「(学外・学内とも)委員の任期は2年とし、再任を妨げない」との記述のみで、実質上限がない状態になっています。経営協議会議事録(公開資料)によれば、10年を超えて在任されている委員が複数おられることも読み取れます。そのことが、同会議委員の構成におけるダイバーシティ(女性の登用、年齢構成等)の確保への障害と同会議に対する不要な不信感を生む要因になっていると考えます。学長選考・監察会議委員の再任回数(あるいは任期)の上限を定めていただきたい。

先行例を挙げれば、学長の最長任期が6年である東京大学では、総長選考・監察会議規則(第3条)に「(1)前条第1号の(経営協議会からの選出)委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、通算して6年を超えて在任することはできない。(2)前条第2号の(教育研究評議会からの選出)委員の任期は3年とする。」と明確に定めており、その必要性があったのだと判断します。

以上のことを総括し、以下のことを切に要望します。なお、事項1,2は、新学長が学内構成員と確固たる信頼関係を築くためにも新学長就任以前にお願い致します。

また、本要望書は工学研究院のホームページで公開する予定であることを申し添えます。

記

1. 1月25日に開催された学長選考・監察会議について詳細な議事録(定型的なものではなく、発言の内容を含むもの)をただちに開示すること。
2. 上の議事録を開示するために必要となるならば、臨時の学長選考・監察会議をただちに開催すること。
3. 現在の学長選考・監察会議の在り方を検証いただき、千葉大学学長の最長任期8年の規程に照らし、当該会議委員の再任に対して、上限回数あるいは期限を設定すること。

以上